　　令和４年８月２４日

大東市危機管理室

大東市保健医療部

個別避難計画の作成協力について

　平素より本市の防災及び福祉行政につきまして、ご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

　さて、近年、全国的に多発する災害において、多くの要配慮者の方々が被害に遭われている状況を踏まえ、令和３年５月に災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者に係る個別避難計画の作成が市町村に努力義務化され、国が定める「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」において、概ね５年程度で作成に取り組むこととされました。

　本市としましては、国の指針等を踏まえ、個別避難計画の作成を推進するにあたり、日頃からケアプラン等の作成を通じて、本人の状況をご理解と信頼を得られておられるケアマネジャー等の福祉専門職の参画が極めて重要であると認識しており、作成にあたりご意見とご協力を賜り計画作成を推進したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

記

１　個別避難計画作成の対象者

（１）定　義

災害時に自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難にあたって支援が必要な方

**在宅で生活**し、下記のいずれかに該当する方（避難行動要支援者）のうち、**名簿情報の提供に同意を得られている方**

①要介護３から５の認定を受けている。

②身体障害者手帳１・２級を所持している。

③療育手帳Ａ判定を所持している。

④精神障害者保険福祉手帳１級を所持している。

⑤あんしん緊急通報システムを利用している。

⑥避難行動に支援を必要とする難病患者である。

⑦市長が特に必要と認めた方

（２）推定人数

　　　約２０００人程度

２　個別避難計画で記載する内容

（１）氏　名

（２）生年月日

（３）性　別

（４）住所又は居所

（５）電話番号その他の連絡先

（６）避難支援等を必要とする事由

（７）**避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先**

（８）**避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項**

（９）各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

３　本市における個別避難計画作成推進事業(骨子)

（１）現状、個別避難計画作成のための制度設計が完了していないことから他府県等の先進事例を参考として、要綱、作成の手引き等の整備、予算要求等を行い、事業を推進する。

（２）**避難支援等実施者が選定できない場合は、地域の自主防災組織に避難支援を依頼する。**

（３）なお、個別避難計画の完成後、現状、福祉専門員が所属する**居宅介護支援事務所・相談支援事業所等に対し、報酬を支給する予定**

４　今後の予定

先進事例の市町村の研修等を行い、制度化を進めるとともに、作成の手引き、必要により研究会・勉強会、自主防災組織等への協力依頼を行い、同事業を推進します。